

# マレーシアにおける国際イスラム金融 ーイスラム銀行法とタカフル法の改正

遠藤 聡

## 【目次】

はじめに

I マレーシアのイスラム金融制度

II マレーシア国際イスラム金融センター構想

III イスラム銀行法の改正

IV タカフル法の改正

おわりに

## はじめに

マレーシアでは、1983年に「イスラム銀行法」<sup>(注1)</sup> (Islamic Banking Act 1983) が、1984年に「タカフル法」<sup>(注2)</sup> (Takaful Act 1984) が続いて制定され、イスラム金融制度が確立された。タカフルとは、イスラム保険のことをいう。その後、世界のイスラム金融が成長する中、2006年8月、マレーシアの中央銀行であるバンク・ヌガラ・マレーシア (Bank Negara Malaysia 以下「中央銀行」という) は、マレーシアを国際イスラム金融の主要なハブとすることを目的として、マレーシア国際イスラム金融センター (Malaysia International Islamic Finance Centre 以下「MIFC」という) 構想を発表した。

2007年7月24日、「イスラム銀行法」の一部を改正する「イスラム銀行法改正法案」<sup>(注3)</sup> (Islamic Banking (Amendment) Bill 2007) 及び「タカフル法」の一部を改正する「タカフル法改正法案」<sup>(注4)</sup> (Takaful (Amendment) Bill 2007) がマレーシア議会を通過した(下院では7月10日、上院では7月24日に可決された)。両改正法は、同月31日に施行された。前者は国際イスラム銀行事業に関する規定を、後者は国際タカフル事業に関する規定を、それぞれ追加するものである。

近年における世界のイスラム金融の進展は、1997年のアジア通貨危機や、2001年の9・11同

時多発テロ事件以降、石油価格が高騰したことにもより、中東地域やイスラム諸国におけるイスラム金融がオイル・マネーの受け皿となったことが一因とみられる。また、2008年後半に発生したアメリカ発の金融危機という世界的な金融不況の下、イスラム金融に対する注目度が高まっている。今後、マレーシアにおける国際イスラム金融の動向について関心が高まることになる。

本稿では、まず、マレーシアにおけるイスラム金融制度及びMIFC構想の現状について概説する。つぎに、国際イスラム金融の制度化のための法整備となるイスラム銀行法及びタカフル法の改正点について紹介する。

## I マレーシアのイスラム金融制度

### 1 イスラム金融の概要

イスラム金融 (Islamic Finance) とは、イスラム法 (Shariah=シャーリア) を順守する銀行取引、証券取引、保険取引などの金融取引を指す。非イスラム教徒がイスラム金融を利用することも可能である。

イスラム法は、①利子 (Riba=リバー) の禁止、②契約期間中の不確実性 (Gharar=ガラル) の禁止、③投機行為 (Maisir=マイシール) の禁止、④豚肉・酒類等の禁制品 (Haram=ハラーム) の使用・取引の禁止を定めており、これらがイスラム金融の主要な原則となっている。<sup>(注5)</sup> イスラム銀行は、貸付業務を行わず、信託金融 (Mudarabah=ムダーラバ)、共同出資 (Musharaka=ムシャラカ)、割賦販売 (Murabaha=ムラーバハ)、リース (Ijara=イジャーラ) などで生じた収益を預金者に分配するというかたちをとる。近年では、イスラム金融における債権であ

るイスラム債 (Sukuk = スーク) を介したイスラム資本市場が注目されている。<sup>(注6)</sup>

タカフルと呼ばれる保険は、保険金や配当に代わり、運用収益の一部が喜捨 (Zakat = ザカート) として支払われる。保険業には、前述のリバー、ガラル、マイシールが含まれるとの理由でイスラム法に反していると考えられていたが、「タカフル」(Takaful = 相互扶助の意) 及び「タバッル」(Tabarru = 相互に慈善的であることの意) の概念を導入することによって、イスラム保険制度が編み出された。<sup>(注7)</sup>

## 2 マレーシアのイスラム金融制度の概要

マレーシアの民族構成は、マレー系が66%、中国系が26%、インド系その他が8%となっている<sup>(注8)</sup> (総人口2657万人)。先住民族であるマレー人の多くはイスラム教徒であり、連邦の宗教もイスラム教である。1971年からマレー人優遇政策である「ブミプトラ」(Bumiputra = 土地の子の意) 政策が行われ、マレー人の経済的地位の向上が目指されてきた。1981年に首相に就任 (2003年退任) したマハティール (Mahathir bin Mohamad) は、開発政策と政府機構のイスラム化政策 (Islamise Government Machinery) を推進した。<sup>(注9)</sup>

こうした中、1983年に「イスラム銀行法」が制定され、イスラム銀行であるマレーシア・イスラム銀行 (Bank Islam Malaysia Berhad 以下「BIMB」という) が設立された。1984年にはイスラム保険事業を監督・規制する「タカフル法」が制定され、タカフル企業としてマレーシア・タカフル社 (Sharikat Takaful Malaysia Berhad) が全額BIMBの出資によって設立された。

イスラム銀行に対する監督は中央銀行が担っている。中央銀行内にあるシャーリア諮問委員会 (Shariah Advisory Council of Bank Negara Malaysia) が国内のイスラム金融機関をイスラム法の見地から監督している。<sup>(注10)</sup> 1993年には、無利

子銀行スキーム (Interest-free Banking Scheme) が導入され、コンベンショナルな銀行 (通常の銀行) がイスラム銀行事業部門 (Islamic Window) を設けることにより、イスラム銀行事業へ参入することが可能となった。同スキームは、1998年に、イスラム銀行スキーム (Islamic Banking Scheme) に改称した。<sup>(注11)</sup> その前年の1997年には、イスラム銀行を監督する中央銀行に対してイスラム法の見地から助言を行う国家シャーリア諮問委員会 (National Shariah Advisory Council) が設置された。<sup>(注12)</sup>

タカフル事業の進展については、1993年に、マレーシア国民保険会社 (Malaysia National Insurance Berhad) <sup>(注13)</sup> がMNIタカフル社 (MNI Takaful Sdn. Bhd.) を設立して以降、民間企業のタカフル事業への参入が開始された。

タカフル事業には、家族タカフル (Family Solidarity Business) と一般タカフル (General Business) がある。前者は個人を対象とする生命保険に相当し、後者は財産を対象とする損害保険に相当する。<sup>(注14)</sup> また、再保険業となる再タカフル (Retakaful) がある。マレーシアでは、中央銀行総裁がタカフル事業の総監督者 (Director General) となる。

## 3 金融セクター・マスタープラン

2001年、中央銀行が金融セクター・マスタープラン (The Financial Sector Masterplan) <sup>(注15)</sup> を発表し、2010年に向けたイスラム金融事業の展望が示された。

同マスタープランでは、イスラム銀行及びタカフルに関して、2000年までの実績を踏まえ、<sup>(注16)</sup> 以下のような展望と目的が掲げられた。

- ・マレーシア経済の金融セクターに対して効果的な貢献を行うとともに、銀行事業及び保険事業の市場シェアの20%を占める。
- ・イスラム金融商品及びサービスを包括的に完全に提供する強靱で高度に資本化されたイス

ラム銀行スキーム及びタカフル事業を中心とする。

- ・ 包括的で良い結果を導くシャーリア及び規制の枠組みを導入する。
- ・ イスラム銀行及びタカフルに関する法的問題を扱う司法制度における専門機関(シャーリア商事裁判所)の支援を受ける。
- ・ 要求される専門知識を有する訓練された高度な力量をもつ多数の職員及び経営陣を養成する。
- ・ 地域のイスラム金融センターとしてのマレーシアの典型となる。

また、世界の金融インフラの発展に関して、激化する競争と加速する国際的な統合を奨励するために、グローバルなイスラム銀行産業において、外国銀行に対してイスラム銀行事業免許を発給することが考慮された。<sup>(注17)</sup> 外国銀行に対する同免許の発給は2004年から実施された。

## II マレーシア国際イスラム金融センター構想

### 1 MIFCの概要

2006年8月、中央銀行はMIFC構想を発表し、国際イスラム銀行事業免許と国際タカフル事業登録制度を新設した。<sup>(注18)</sup>

MIFC構想によれば、2006年時点で、75か国に300を超えるイスラム金融機関があり、世界のイスラム金融産業は年15%から20%の成長を遂げている。<sup>(注19)</sup> 同構想では、昨今の急速なイスラム金融産業の自由化に鑑み、マレーシアにおいて国内及び国際的な金融機関の多様で成長するコミュニティを作り出す必要があることを謳っている。そのために、すべての金融機関に対して、リングギ(ringgit=マレーシア通貨)建て取引事業と非リングギ建て取引事業の両事業を行うことを認めるとともに、マレーシアにおいて外貨取引事業を行う国際イスラム銀行事業を設立することを目的として、外国の金融機関を誘致す

ることとした。

国際イスラム銀行事業の展開における税制上の優遇措置として、機関に対しては、①外貨によって行われる国際的な銀行事業及びタカフル事業から得られる所得に対する10年間の免税措置、②外貨によって行われるイスラム銀行及びタカフル事業に関する法律文書に対する印紙税の10年間の免税措置を認めた。個人に対しては、①国内居住及び国内非居住の預金者にイスラム銀行が支払う収益に対する源泉徴収の免除、②イスラム金融における国内非居住の専門家が受け取る所得に対する源泉徴収の免除を認めた。<sup>(注20)</sup>

タカフル事業については、世界で110を超えるタカフル事業者(Takaful Operator)が同事業を行っており、2015年までに年15%から20%の成長が期待されている。<sup>(注21)</sup> マレーシアにおけるイスラム金融産業の急速な自由化は、国内及び国際的なタカフル事業者の多様で成長するコミュニティを作り出している。そのため、マレーシアにおいて外貨取引事業を行うタカフル事業及び再タカフル事業を設立することを目的とし、外国の金融機関を誘致することとした。

国際タカフル事業の展開における税制上の優遇措置として、機関に対しては、①外貨によって行われる国際タカフル事業から得られる所得に対する10年間の免税措置、②外貨によって行われるイスラム銀行及びタカフル事業に関する法律文書に対する印紙税の10年間の免税措置を認めた。個人に対しては、イスラム金融における国内非居住の専門家が受け取る所得に対する源泉徴収の免除を認めた。<sup>(注22)</sup>

### 2 国際イスラム銀行に関するガイドライン

2006年9月、中央銀行は、「1983年イスラム銀行法」の下で国内居住者と国内非居住者の間で国際通貨建て取引を行うイスラム銀行事業に従事する「国際イスラム銀行」に対する新たな

事業免許を発給することを発表した。国内の国際イスラム銀行には、2007年度の課税年度から10年間、「1967年所得税法」(Income Tax Act 1967)の規定による全額免税の措置がとられることになった。

同時に、2006年9月、中央銀行は、「国際イスラム銀行の設立に関するガイドライン<sup>(注23)</sup>」を策定した。2007年7月に制定された「イスラム銀行法改正法」では、同法の施行に必要となるガイドラインを策定する権限を中央銀行又は財務大臣に与えた(第53A条)。その後、2008年3月に、新ガイドラインである「国際イスラム銀行に関するガイドライン<sup>(注24)</sup>」が中央銀行によって策定された。新ガイドラインで、国際イスラム銀行設立の手続が以下のように示された<sup>(注25)</sup>。

国際イスラム銀行の設立要件として、以下の要件が掲げられた。

- ・ 安定した、及び信頼のある免許を得ている金融機関であること
- ・ 国際決済銀行(The Bank for International Settlements)又はその他の国際基準設定団体により策定された国際的な銀行慣例を採用していること
- ・ 国内の管轄省庁によって規制され監督されていること
- ・ 健全な業績(a sound track record)を保っていること

国際イスラム銀行事業の範囲として、以下の事業が掲げられた。

- ・ 国際通貨によるイスラム銀行事業は、商業銀行事業、投資銀行事業、中央銀行が指定する国内におけるその他の銀行事業を含む。
- ・ 国際イスラム銀行事業は、国際通貨、預金受託、資金供給、投資銀行サービス並びに有価証券及び資産に関する投資を取り扱う事業を含む。
- ・ 国際イスラム銀行は、国内居住者に対する取

引において、輸出収益とは別に外貨受取りを維持させるため、国内居住者に対する外貨口座を維持すること、及び貿易金融融資とは別に国内居住者に対する外貨信用枠を拡大することが許される。

- ・ 国際イスラム銀行は、リング建て取引に関して、投資目的のリング建て決済を維持し、イスラム銀行法の下でのオンショア(国内市場)のイスラム銀行事業免許におけるリング建て口座を維持し、及び国内非居住者の顧客によるリング建ての投資を促進するため、イスラム銀行法の下でのオンショアのイスラム銀行免許における国内非居住者口座を維持することが許される。
- ・ 外国為替管理政策は、国内居住者に対して、国際イスラム銀行における外貨口座を開設し維持すること、国際イスラム銀行から外貨信用枠を獲得すること、及び国内非居住者の顧客の利益に関する国内非居住者の口座を開設し維持することに適用される。

### 3 国際タカフル事業の設立に関するガイドライン

2006年9月、国際タカフル事業者は、「1984年タカフル法」の下で国内非居住者との国際通貨建て取引による非リング建ての一般タカフル事業、家族タカフル事業及び再タカフル事業を行うことが許可された。国内の国際タカフル事業者には、2007年度の課税年度から10年間、「1967年所得税法」の規定による全額免税の措置がとられることになった。

同時に、2006年9月、中央銀行は、「国際タカフル事業者の設立に関するガイドライン<sup>(注26)</sup>」を策定した。2007年7月に制定された「タカフル法改正法」では、同法の施行に必要となるガイドラインを策定する権限を総監督者である中央銀行総裁又は財務大臣に与えた(第69条)。現時点では、新ガイドラインは策定されていない。2006年版ガイドラインでは、国際タカフル事業

者設立の<sup>(注27)</sup> 手続が以下のように示された。

国際タカフル事業者の申請要件として、以下の要件が掲げられた。

- ・ 安定した、及び信頼のある免許を得ている金融機関であること
- ・ 保険監督者国際機構 (The International Association of Insurance Supervisors) 若しくはその他の国際的基準設定団体により策定された国際的な保険慣例を採用していること、又は金融サービス関連産業におけるその他の国際的に最上の慣例を採用していること
- ・ 国内の管轄省庁によって規制され監督されていること
- ・ 健全な業績を保っていること

国際通貨建て取引による非リング建ての一般タカフル事業、家族タカフル事業及び再タカフル事業について、以下の要件を含んではならないとされた。

- ・ 契約時点で、マレーシア国内にある、又はマレーシア国内若しくは国外に移送中の財産
- ・ マレーシア国内で登録されている船舶又は航空機、及び当該の船舶又は航空機の操業によって生じるすべての負債
- ・ 契約時点において、国内居住者である者に関する人命又は不慮の事態
- ・ 契約時点において、国内居住者である者に関するあらゆる性質のリスク

国際タカフル事業者が国内非居住者との取引を自由に認められている間、国際タカフル事業者は、非リング建て取引を行うために外国為替管理政策の下で許可された国内居住者との間の非リング建てのタカフル事業及び再タカフル事業を行うことも認められる。

### Ⅲ イスラム銀行法の改正

2007年7月、「イスラム銀行法改正法」が施行

されたことにより、「1983年イスラム銀行法」に第5A部「国際イスラム銀行事業」に関する諸規定(第30A条～第30E条)が追加された。その概要は以下のとおりである。

#### (1) 国際イスラム銀行事業への従事の禁止

イスラム銀行以外の者、又は国際イスラム銀行事業免許を有する企業若しくは外国機関以外の者は、国際イスラム銀行事業に従事してはならない。この規定に違反した者は、2万リング(約52万円)以下の罰金刑若しくは3年以下の禁固刑又はその両方の刑罰に処せられる(第30A条)。

#### (2) 国際イスラム銀行事業免許の申請

イスラム銀行事業免許を有していない企業又は外国機関は、マレーシアにおいて国際イスラム銀行事業を行う場合、基本定款、定款及びその他の証書の写しを提出し、中央銀行を通して財務大臣に対して免許の発給を申請する。中央銀行は、申請を検討し、許可の是非について財務大臣に勧告する。財務大臣は、条件を付け若しくは条件を付けないで免許の発給を許可するか、又は拒否する(第30B条)。

中央銀行又は財務大臣が、銀行事業の目的又は運営がイスラム教で許可されていない内容を含まないと確信できなかった場合、中央銀行は、免許の許可についての勧告を行わず、財務大臣は、免許発給の許可を行わない(同条)。

#### (3) 免許発給条件の修正又は撤廃

財務大臣は、いかなるときも、中央銀行の勧告により、免許発給の現行条件を修正又は撤廃することができ、条件又は追加条件を課すことができる。この場合、財務大臣は、関係する国際イスラム銀行に対して文書で通知し、国際イスラム銀行に対して、少なくとも14日以上の期間、条件の修正若しくは撤廃が行われぬか、

又は条件若しくは追加条件が課せられない理由を明記した届出書を提出する機会を与えなければならない(第30C条)。

免許発給の条件が課せられた場合、国際イスラム銀行は、当該条件を順守しなければならない。いずれの条件をも順守しない場合、2万リング(約52万円)以下の罰金刑に処せられる(同条)。

#### (4) 免許の不許可

損金等により減額されていない資本金が最低額以下の企業、又は損金等により減額されていない純運用資金が最低額以下の外国機関は、財務大臣の書面による同意がなければ免許の発給が許可されない(第30D条)。

「資本金」(capital funds)とは、支払済みの資本金及び準備金並びに中央銀行が発行する通知において定義された又は算出されたその他の資本財源を意味する(同条)。

「最低額」(minimum amount)とは、官報で中央銀行の勧告に基づき財務大臣が規定した国際イスラム銀行によって保有されるべき資本金の額又は純運用資金の額を意味する。最低額の規定は、通知から少なくとも3か月以上の猶予期間内に順守されなければならない(同条)。

「純運用資本」(net working funds)とは、中央銀行が発行する通知で定義された又は算出された国外における外国機関の純負債を意味する(同条)。

#### (5) 国際イスラム銀行に対する適用

イスラム銀行又は国際イスラム銀行は、従事する国際イスラム銀行事業について、この法律の規定に従わなければならない。イスラム銀行に適用されるこの法律のいずれの規定も、この法律に特別の規定がない限り、イスラム銀行に関する規定は国際イスラム銀行に関する規定であるとして、国際イスラム銀行に対して適用さ

れる(第30E条)。

この法律のいずれの規定の変更も、中央銀行の勧告に基づき、財務大臣の判断により官報に記載することによって行われる(同条)。

#### IV タカフル法の改正

同様に2007年7月、「タカフル法改正法」が施行されたことにより、「1984年タカフル法」に第2A部「国際タカフル事業」に関する諸規定(第40A条～第40D条)が追加された。その概要は以下のとおりである。

##### (1) 国際タカフル事業者の従事要件

「タカフル法」によりタカフル事業者として登録された者以外の場合、「1965年企業法」(Companies Act 1965)において定義された企業又は外国機関以外の者、及びこの法律で登録される者以外の者は、国際タカフル事業に従事してはならない。この規定に違反した者は、8万リング(約208万円)以下の罰金刑(同行為の実行を立証された日ごとに1万6000リング(約42万円)を加算)若しくは12か月以下の禁固刑又はその両方の刑罰に処せられる(第40A条)。

##### (2) 国際タカフル事業者の登録

企業又は外国機関は、中央銀行総裁に対して、基本定款、定款及びその他の証書の写しを提出し、国際タカフル事業者としての登録を申請する。家族タカフル(生命保険)事業又は一般タカフル(損害保険)事業についての登録の申請は、すでにいずれかの事業について登録されている国際タカフル事業者が行うことも可能である(第40B条)。

中央銀行総裁は、国際タカフル事業の目的又は運営がイスラム教で許可されていない内容を含まないと確信できなかった場合、申請を検討することを要求されない(同条)。

中央銀行総裁が、申請がこの法律のすべての

必要条件に適合していると判断した場合、中央銀行総裁は、財務大臣に申請を提出する。財務大臣による別の指示がなかった場合、中央銀行総裁は、規定の手数料を支払うことを条件に、家族タカフル事業若しくは一般タカフル事業又はその両方についての申請を登録する(同条)。

### (3) 最低資本金又は純運用財源

損金等により減額されていない資本金が最低額以下の企業、又は損金等により減額されていない純運用資金が最低額以下の外国機関は、中央銀行総裁の書面による同意がなければ、国際タカフル事業者として登録されない(第40C条)。

「資本金」とは、支払済みの資本金及び準備金並びに中央銀行総裁が発行する通知において定義された又は算出されたその他の資本財源を意味する(同条)。

「最低額」とは、官報で中央銀行総裁の勧告に基づき財務大臣が規定した国際タカフル事業者によって保有されるべき資本金の額又は純運用資金の額を意味する。最低額の規定は、通知から少なくとも3か月以上の猶予期間内に順守されなければならない(同条)。

「純運用資本」とは、中央銀行総裁が発行する通知で定義された又は算出された国外における外国機関の純負債を意味する(同条)。

この規定に違反した者は、8万リング(約208万円)以下の罰金刑(同行為の実行を立証された日ごとに1万6000リング(約42万円)を加算)若しくは12か月以下の禁固刑又はその両方の刑罰に処せられる(同条)。

### (4) 国際タカフル事業者に適用される規定変更に関する財務大臣の権限

タカフル事業者又は国際タカフル事業者が国際タカフル事業に従事する場合、この法律の規定に従わなければならない。タカフル事業者に

適用されるこの法律のいずれの規定も、タカフル事業者に関する規定は国際タカフル事業者に関する規定であるとして、国際タカフル事業者に対して適用される(第40D条)。

財務大臣は、中央銀行総裁の勧告に基づき、タカフル事業者又は国際タカフル事業者によって従事される国際タカフル事業に関するこの法律の規定を、官報に記載することによって変更できる(同条)。

### おわりに

2009年1月現在、マレーシア国内で銀行事業に従事している銀行は、商業銀行が22行(国内系9行、外資系13行)、投資銀行が15行(国内系14行、外資系1行)である。これに対して、イスラム銀行事業を専業とするイスラム専業銀行は17行(国内系11行、外資系6行)、国際イスラム銀行事業免許を得ている外資系の国際イスラム銀行は、インドネシア資本のインドネシア・シャーリア・ムアマラット銀行(PT. Bank Syariah Muamalat Indonesia, Tbk)及びバーレーン資本のユニコーン国際イスラム銀行マレーシア(Unicorn International Islamic Bank Malaysia Berhad)の2行である。

タカフル事業については、タカフル事業者が8社(すべて国内系)、再タカフル事業者が3社(国内系1社、外資系2社)である。国際タカフル事業者として登録されている外資系の事業者は、AIA(American International Assurance)タカフル・インターナショナル(AIA Takaful International Bhd)の1社である。

また、2007年12月末において、マレーシア全体の銀行事業の中でイスラム銀行事業の占める市場シェアは、総資産額で12.80%(前年度12.18%)、総融資額で13.96%(同12.37%)、総預金額で14.02%(同12.19%)であった。保険事業・タカフル事業の中では、家族タカフル事業及び一般タカフル事業の占める市場シェアは、総資

産額で7.2% (同5.9%) であった。<sup>(注36)</sup>

1980年代から国内におけるイスラム銀行事業及びタカフル事業が発展してきたマレーシアではあるが、2006年8月から開始されたMIFC構想の下での国際イスラム金融の制度化については、2007年7月の法整備以降において初期段階にあるといえるものの、今後の展開が注目される。

## 注

\* インターネット情報はすべて2009年1月15日現在である。

- (1) “Islamic Banking Act, Act 276.” マレーシア法務長官室 (Attorney General’s Chambers) サイト < <http://www.agc.gov.my/agc/oth/Akta/Vol.%206/Act%20276.pdf> >; Malaysia International Islamic Financial Centre(MIFC) サイト < [http://www.mifc.com/index.php?tpt=&tpl=th008\\_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=36>pg=194>ac=261>bb=166 >](http://www.mifc.com/index.php?tpt=&tpl=th008_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=36>pg=194>ac=261>bb=166 >); マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=14&pg=17&ac=16&full=1 >>
- (2) “Takaful Act 1984, Act 312.” マレーシア法務長官室サイト < <http://www.agc.gov.my/agc/oth/Akta/Vol.%207/Act%20312.pdf >>; MIFC サイト < [http://www.mifc.com/index.php?tpt=&tpl=th008\\_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=36>pg=194>ac=292>bb=191 >](http://www.mifc.com/index.php?tpt=&tpl=th008_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=36>pg=194>ac=292>bb=191 >); マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=14&pg=17&ac=18&full=1 >>
- (3) “Islamic Banking (Amendment) Bill 2007, D.R.34/2007, Act 1307.” マレーシア議会サイト < <http://www.parlimen.gov.my/billindexbi/pdf/DR%20342007E.pdf >>
- (4) “Takaful (Amendment) Bill 2007, D.R.35/2007, Act 1306.” マレーシア議会サイト < <http://www.parlimen.gov.my/billindexbi/pdf/DR%20352007E.pdf >>
- (5) 国際協力銀行・財団法人海外投融資情報財団『イスラム金融の概要』2007.4, pp.4-8. 海外投融資情報財団 サイト < <http://www.joi.or.jp/Houkokusho/IslamicFinance.pdf >>; 上山一「イスラム金融の発展可能性」財団法人国際貿易投資研究所『多様化するイ

スラム金融市場と制度』, 2007.3, pp.12-25.

- (6) 詳しくは、田原一彦「イスラム金融と資本市場」財団法人国際貿易投資研究所『多様化するイスラム金融市場と制度』, 2007.3, pp.26-34; 清水聡「マレーシアの債券市場と拡大するイスラム債発行」『RIM 環太平洋ビジネス情報』Vol.6, No.29, 2008, pp.156-172. 日本総合研究所サイト < <http://www.jri.co.jp/RIM/2008/05malaysia.pdf >>
- (7) 武藤幸治「イスラムと保険」『季刊 国際貿易と投資』(ITI季報) No.47, 2002, pp.32-35. 財団法人国際貿易投資研究所サイト < <http://www.iti.or.jp/kiho47/47muto.pdf >>
- (8) 「各国・地域情勢：マレーシア」日本外務省サイト < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/data.html >>
- (9) 中川利香「開発戦略とイスラム金融の融合の試み」鳥居高編『マハティール政権下のマレーシア—「イスラム先進国」をめざした22年』(研究双書 No.537) アジア経済研究所, 2006, pp.225-226.
- (10) 福島康博「イスラム金融の現状—カタールとマレーシア」財団法人国際貿易投資研究所『多様化するイスラム金融市場と制度』, 2007.3, pp.55-56.
- (11) 中川 前掲注(9), pp.231-232.
- (12) 同上, p.233.
- (13) MNIタカフル社は、1998年に、Takaful Nasional Sdn. Bhd.に、2001年に、Etiqa Takaful Berhadに改称した。
- (14) 武藤 前掲注(7), pp.33-35.
- (15) *The Financial Sector Masterplan*, Bank Negara Malaysia: Kuala Lumpur, 2001. マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=20 >> からダウンロード。同マスタープランは、全8章、131ページからなる。章立ては以下のとおりである。第1章：要旨、第2章：金融セクターの展望及び目的、第3章：銀行セクター、第4章：保険セクター、第5章：イスラム銀行及びタカフル、第6章：開発金融機関、第7章：金融の代替方法、第8章：ラブアン国際オフショア金融センター。1990年、東マレーシアのラブアン島がラブアン国際オフショア金融センターと



して指定された。

- (16) *ibid.*, p.79.
- (17) *ibid.*, p.81.
- (18) 岩田佳也「マレーシアにおけるイスラム金融の現状と発展への課題」財団法人国際貿易投資研究所『多様化するイスラム金融市場と制度』, 2007.3, pp.62-63; 岩田佳也「マレーシアにおけるイスラム金融の現状と発展への課題」財団法人国際金融情報センター『イスラム金融研究会』, 2007, pp.19-20. 日本財務省サイト < [https://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1903islam\\_01.pdf](https://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1903islam_01.pdf) >
- (19) “Overview, International Islamic Banking.” MIFC サイト < [http://www.mifc.com/index.php?ch=cat\\_int\\_isbank&pg=cat\\_int\\_isbank\\_over&tpt=mifc\\_2008](http://www.mifc.com/index.php?ch=cat_int_isbank&pg=cat_int_isbank_over&tpt=mifc_2008) >
- (20) “Incentives, International Islamic Banking.” MIFC サイト < [http://www.mifc.com/index.php?ch=cat\\_int\\_isbank&pg=cat\\_int\\_isbank\\_inc&tpt=mifc\\_2008](http://www.mifc.com/index.php?ch=cat_int_isbank&pg=cat_int_isbank_inc&tpt=mifc_2008) >
- (21) “Overview, International Takaful.” MIFC サイト < [http://www.mifc.com/index.php?ch=cat\\_int\\_takaful&pg=cat\\_int\\_takaful\\_over&tpt=mifc\\_2008](http://www.mifc.com/index.php?ch=cat_int_takaful&pg=cat_int_takaful_over&tpt=mifc_2008) >
- (22) “Incentives, International Takaful.” MIFC サイト < [http://www.mifc.com/index.php?ch=cat\\_int\\_takaful&pg=cat\\_int\\_takaful\\_inc&tpt=mifc\\_2008](http://www.mifc.com/index.php?ch=cat_int_takaful&pg=cat_int_takaful_inc&tpt=mifc_2008) >
- (23) *Guidelines on the establishment of International Islamic Bank*, Bank Negara Malaysia, 2006.9. マレーシア中央銀行サイト < [http://www.bnm.gov.my/documents/IIB\\_entry\\_procedures.pdf](http://www.bnm.gov.my/documents/IIB_entry_procedures.pdf) >
- (24) *Guidelines on International Islamic Bank*, Bank Negara Malaysia, 2008.3. MIFC サイト < [http://www.mifc.com/index.php?tpt=mifc\\_2008&tpl=th008\\_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=54>pg=123>ac=250>bb=156>tpt=mifc\\_2008](http://www.mifc.com/index.php?tpt=mifc_2008&tpl=th008_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=54>pg=123>ac=250>bb=156>tpt=mifc_2008) >
- (25) *ibid.*, pp.3-5.
- (26) *Guidelines on the Establishment of International Takaful Operator*, Bank Negara Malaysia, 2006.9. MIFC サイト < [http://www.mifc.com/index.php?tpt=mifc\\_2008&tpl=th008\\_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=55>pg=130>ac=254>bb=160>tpt=mifc\\_2008](http://www.mifc.com/index.php?tpt=mifc_2008&tpl=th008_viewpdf.tsl&filelink=/index.php?ch=55>pg=130>ac=254>bb=160>tpt=mifc_2008) >
- (27) *ibid.*, pp.1-2.
- (28) “Commercial Banks, List of Licensed Banking Institutions in Malaysia.” マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=13&cat=banking&type=CB&fund=0&cu=0> >
- (29) “Investment Banks, List of Licensed Banking Institutions in Malaysia.” マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=13&cat=banking&type=MB&fund=0&cu=0> >
- (30) “Islamic Banks, List of Licensed Banking Institutions in Malaysia.” マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=13&cat=banking&type=IB&fund=0&cu=0> >
- (31) “International Islamic Banks, List of Licensed Banking Institutions in Malaysia.” マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=13&cat=banking&type=IIB&fund=0&cu=0> >
- (32) “Takaful Operators, List of Licensed Insurance Companies & Takaful Operators in Malaysia.” マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=13&cat=insurance&type=TKF&fund=0&cu=0> >
- (33) “Retakaful Operators, List of Licensed Insurance Companies & Takaful Operators in Malaysia.” マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=13&cat=insurance&type=RTKF&fund=0&cu=0> >
- (34) “International Takaful Operator, List of Licensed Insurance Companies & Takaful Operators in Malaysia.” マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=13&cat=insurance&type=ITO&fund=0&cu=0> >
- (35) “Key Islamic Banking Indicators,” Islamic Banking, Statistics 2007. MIFC サイト < <http://www.mifc.com/repository/0014key.IB.indicator.2007.pdf> >
- (36) “Key Takaful Indicator,” Annual Takaful Statics 2007. マレーシア中央銀行サイト < <http://www.bnm.gov.my/files/publication/tkf/en/2007/1.1.pdf> >

参考文献(注で掲げたものは除く)

- Angelo M. Venardos, *Islamic Banking & Finance in South-East Asia: Its Development & Future*, Singapore: World Scientific, 2005.
  - イスラム金融検討会編著『イスラム金融－仕組みと動向』日本経済新聞出版社, 2008.
  - 糠谷英輝『世界を席卷するイスラム金融』かんき出版, 2007.
  - 吉田悦章『イスラム金融入門』東洋経済新報社, 2007.
- (えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)